

## 改正概要

- 火災通報装置の電話回線との接続に関する基準の改正
- 消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための基準の改正
- 確実な電源供給のための基準の改正
- その他

## 改正内容

## 火災通報装置の電話回線との接続に関する基準の改正

規則第25条第3項第2号、第3号

火災通報装置の機能に支障を生ずる恐れのない電話回線を使用することを技術上の基準として明文化する。

火災通報装置の電話回線の接続について、必要に応じて回線終端装置等(モデム等)を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、一般電話機やFAX等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行なう通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続するよう規定する。

## 消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための基準の改正

基準告示第3第8号

IP電話回線を使用する場合においても消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるようにするため、蓄積音声情報を送出した後の 대기時間を5秒間から10秒間に延長する。

また途中で電話が途切れた場合において、その後に呼び返し信号を確実に受信できるようにするため通話終了後の待機時間を10秒間とする。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社Top Pageへ





### 確実な電源供給のための基準の改正

IP電話回線を使用する場合は、停電時に備え、予備電源が設けられた回線終端装置等を介することとする。また、当該予備電源については、火災通報装置に設けられる予備電源と同等の性能を求めることとする。

の回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器(スイッチ)を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとする。

の回線終端装置等について、常用電源に係る配線の接続部及び分電盤の開閉器(スイッチ)には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示することとする。



### その他

消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)による改正後の消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けられる火災通報装置の常用電源をコンセント等から取る場合には、3と同様の措置を講ずるとともに、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用のものである旨を表示することとする。 **規則第25条第3項第4号イ及びロ**

3 の回線終端装置の構造、性能等については、火災通報装置に係る規定の一部を準用することとする。 **基準告示第3第17号**

建築基準法施行令及び地方自治法令の一部を改正する政令(平成28年政令第6号、以下改正令)が平成28年六月1日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行なう。

### 経過措置

施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年9月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、2に適合しないものに係る技術上の基準については、2に係らず、なお従前の例によることとする。

### 施行期日

平成28年4月1日 但し4の については改正令の施行の日(平成28年六月1日)

4の の一部については公布の日)

